

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料改正のお知らせ

平成18年4月から介護保険料が見直されました。

介護保険料の見直しにより、平成18年度からの保険料の「基準額」が32,400円（年額）となり、「基準額」を中心に、所得に応じた負担となるよう、7段階の保険料に分かれました。

平成17年度の税制改正により市町村民税非課税者から課税者となり、所得段階が上がった方に対しては、保険料負担の急増を避けるため、平成18年度から一定期間緩和措置を行います。これにより平成18年度、平成19年度は、緩和措置の保険料、平成20年度には、基準の保険料を納付することになります。（図参照）

また、これまで遺族年金及び障害年金を受給されていた方は、個別に役場窓口での納付や銀行預金等からの口座振替等の方法により、保険料を納めていただいていたのですが、平成18年10月から、これらの年金に

ついても、天引きの対象となりました。（年額18万円以上受給される見込み等の要件を満たす方が対象です。）

なお、今までどおり、介護保険料の算定の際に遺族年金及び障害年金の受給額は、所得に含まれません。

問い合わせ

健康福祉課高齢福祉係

本 庁 ☎0287-92-1119

支 所 ☎0287-96-2115



見直された新しい介護保険料

所 得 段 階		基準額に対する調整率と保険料（年額）					
		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		調整率	保険料	調整率	保険料	調整率	保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	0.35	11,300	0.35	11,300	0.35	11,300
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	16,200	0.50	16,200	0.50	16,200
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	0.75	24,300	0.75	24,300	0.75	24,300
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	1.00	32,400	1.00	32,400	1.00	32,400
	税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置対象者」	0.55	17,800	0.80	25,900	1.00	32,400
	税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置対象者」	0.70	22,600	0.85	27,500	1.00	32,400
	税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置対象者」	0.85	27,500	0.92	29,800	1.00	32,400
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	1.25	40,500	1.25	40,500	1.25	40,500
	税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置対象者」	0.63	20,400	0.94	30,400	1.25	40,500
	税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置対象者」	0.80	25,900	1.00	32,400	1.25	40,500
	税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置対象者」	0.94	30,400	1.10	35,600	1.25	40,500
	税制改正に伴う「第4段階からの激変緩和措置対象者」	1.09	35,300	1.17	37,900	1.25	40,500
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	1.60	51,800	1.60	51,800	1.60	51,800
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.90	61,500	1.90	61,500	1.90	61,500

※合計所得金額 「所得」とは実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です

北沢の不法投棄の解決に向けて(9)

前回は、最終処分場の種類（安定型・管理型・遮断型）について説明しました。今回はその中でも管理型の最終処分場について説明します。

管理型の最終処分場は、一般廃棄物や産業廃棄物の埋め立て処分に用いられる処分場で、大きく分けて二つの重要な機能が備えられています。

遮水システム(図①)と浸出水処理システム(図②)について

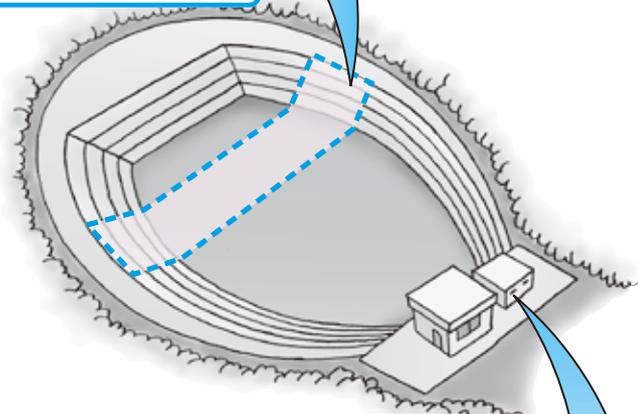
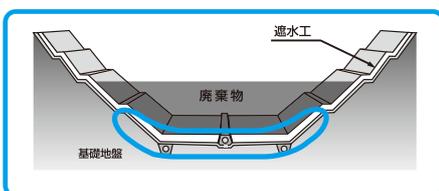
①埋め立て地内から出る浸出水が外に流れ出さないように、底にシートを張るなどの遮水をします。
 ②埋め立て地内の浸出水を集め、浄化して放流する設備を備えています。

遮水システム

①は、遮水機能です。これは浸出水が施設の外に流れ出し、地下水や土壌に影響を与えるのを防ぎます。基準では二重の遮水シートを備えることになっています。那珂川町に県が計画している施設では、更に遮水シート破損検知システムや遮水シート修復シ

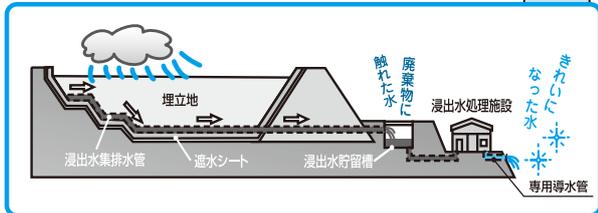
① 遮水システム

埋立地の斜面や底面に遮水シートなどを重ねて敷き詰め、廃棄物に触れた水(浸出水)が地下水や川などに流れ出さないようにするシステムです。那珂川町に県が計画している最終処分場では、国の構造基準に加えて、ベントナイト改良土などの幾重にもわたるバックアップ機能を備えた多層の遮水構造を採用します。



② 浸出水処理システム

廃棄物に触れた水を浄化し、きれいな水にしてから川に放流するためのシステムです。那珂川町に県が計画している最終処分場では、一般的な水処理システムに加え、より高度な処理を行い、飲料水と同じレベルの水質まで浄化して放流します。



用語の説明
注1 浸出水 雨水等が廃棄物に触れて発生する汚水をいいます。
注2 逆浸透膜 非常に小さな孔あなの膜で水の分子のみを透過させます。ウイルスやバクテリアなども通しません。例えば、この逆浸透膜を利用すると海水から塩分も取り除き真水を作り出すことができます。

システムの遮水機能を備えた施設を計画しています。
浸出水処理システム
 ②は、浸出水を浄化する水処理機能です。遮水機能により集められた浸出水を基準以下になるように処理をして放流します。那珂川町の施設では、更に「逆浸透膜処理」などの高度処理工程を経て飲料水レベルまで浄化して放流します。

最終処分場視察を実施します。

県と町では、町民の皆さまに実際の処分場を見ていただき、処分場がどんなものかを理解していただくため、次により最終処分場の視察を実施します。

- 視察先
 埼玉県環境整備センター
 (埼玉県寄居町)
 エコフロンティアかさま
 (茨城県笠間市)
- 対象者
 那珂川町に住所を有する団体・グループ
- 申し込み先
 環境整備対策室 ☎ 0287-92-1110
- 実施期日
 申し込み団体等と調整のうえ決定します。